



マンションの塗替え

その前に！！

マンションにお住いのみなさま、所有者さま、管理者さまへ

大規模修繕や外壁塗替えを行い、色彩の変更をされる場合は
景観条例により市へ届出が必要です。

対象規模

- ・ 建築物が4階以上のもの
- ・ 建築物の高さが10mを超えるもの

さらに、敷地面積が1,000㎡以上の場合は、景観上の配慮について有識者会議で協議が必要です！

色彩を決定する前に市へご相談ください！！

詳しくは、宝塚市 都市計画課へご連絡ください

宝塚市 都市計画課

電話：0797-77-2088

FAX：0797-74-8997

メール：m-takarazuka0073@city.takarazuka.lg.jp

